

葛尾村・川内村・南相馬市における避難指示区域の解除について

平成28年5月31日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域について、『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、以下のとおり解除することを決定する。

(1) 葛尾村

- ①村内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除する。
- ②上記①の解除は平成28年6月12日午前0時に行う。

(2) 川内村

- ①村内の避難指示解除準備区域を解除する。
- ②上記①の解除は平成28年6月14日午前0時に行う。

(3) 南相馬市

- ①市内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除する。
- ②上記①の解除は平成28年7月12日午前0時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。

※ 避難指示解除の要件については、参考2参照。

2. 本決定を踏まえ、葛尾村長、川内村長及び南相馬市長に対し、別添のとおり指示を行う。

以上